

市民・家族のためのユマニチュード®認定サポーター登録規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ユマニチュード学会（以下、「本学会」という。）が定める講座の受講完了後に習熟度を測るテストに合格した者（以下、「認定登録者」という。）に対し、サポーター認定登録（以下、「認定登録」という。）をするための基本事項を定めることを目的とする。

(認定登録の条件)

第2条 認定登録するためには、本学会が主催する「サポーター準備講座」「サポーター養成講座」を全て受講し、本学会が定める習熟度を測るテストに合格することによって、本学会より「市民・家族の立場からユマニチュードを理解した者」と認められ、その実践が推奨されることを原則とする。なお、「サポーター準備講座」「サポーター養成講座」はヘルスケアの専門職（例・看護師、介護士、医師等）を対象としたものではないが、これらの専門職が受講することは妨げない。

2. 認定登録希望者は、認定登録申請の時点で、会員種別を問わず、本学会の会員、もしくは入会申込済であることを条件とする。

(認定登録の申請)

第3条 認定登録希望者は、本学会のウェブサイト上（以下、「本サイト」という。）に掲載する手続き、または本学会が定めるその他の手続きに従って認定登録申請を行い、氏名・住所・電話番号その他本学会の別途定める事項について、正確かつ最新の情報（以下、「認定登録情報」という。）を申請書その他に記載して提供するものとする。

2. 認定登録希望者が勤務先等の所属団体（以下、「所属団体」という。）を通じて認定登録申請をおこなう場合（以下、「団体申請」という。）、所属団体と認定登録希望者は、連帯して本規程に基づく義務を負うものとする。

(認定登録申請の承諾)

第4条 本学会は、認定登録希望者に対し、必要情報の提出および登録料金全額の入金を確認し、本規程で定める条件に基づく認定登録申請審査の結果、認定申請登録を承諾する場合、申請登録を承諾する旨を認定登録希望者に通知する。

2. 認定登録は、本学会が申請登録の承諾を通知したときに有効に成立し、認定登録希望者は、本規程の定めに従い認定登録者たる資格（以下「認定登録者」という。）を取得するものとする。
3. 認定登録者には、本学会所定のサポーター認定登録書（以下、「認定登録書」という。）を交付するものとする。

(登録情報の使用)

第5条 本学会は、本学会のプライバシーポリシーに従い、認定登録情報を使用することができるものとする。

(変更届)

第6条 認定登録者は、第3条の認定登録申請時に届け出た登録内容に変更があった場合、速やかに本学会に届け出るものとする。

(認定登録の有効期間)

第7条 認定登録の有効期間は、次の会員資格更新期限日までの期間とする。本学会の会員資格更新手続きが所定の期限内に完了しない場合には、認定登録は失効する。

(認定登録書の再交付)

第8条 認定登録書を紛失した場合は、本学会へすぐに申し出なくてはならない。認定登録書再交付に際しては、本学会の定める手続きにおいてこれを行うものとする。

(認定登録者の権利及び義務)

第9条 認定登録者は、以下の権利及び義務を有する。

- ①本規程に賛同し、認定登録を得た者であることを表明する。
- ②推奨される存在となっていることを常に意識し、ユマニチュード倫理憲章（別紙）を守り実現するため、最大限の努力を払わなければならない。

(認定登録者の活動内容)

第10条 認定登録者のサポーター活動内容については、本サイト上に掲載する方法または本学会が定めるその他の手続きに従って、認定登録者に対し提示するものとする。

(秘密保持)

第11条 認定登録者は、サポーター活動の過程で無権限の者に伝わる情報の機密性が損なわれることがないようにしなければならない。

(禁止事項)

第12条 認定登録者は、本学会が承認するサポーター活動の対価以外に収益を得てはならない。

2. 認定登録者は、本学会が別に定めるサポーター活動以外の活動を本学会の書面による許可なく行ってはならない。

(聴取等)

第13条 本学会は、必要に応じて、認定登録者に対し進捗状況及び結果の詳細を聴取することができる。また、必要に応じて意見を述べることができる。

(不正対処)

第14条 本学会は、認定登録者が不正又は誤解を招く方法でサポーター活動をするなど本学会が本規程等で定めに違反する事実が認められた場合、改善の指示を行う。認定登録者が改善の指示に従わない場合、認定登録を取り消すことができる。

(協議事項)

第15条 本規程及び本規程以外の事項及びその他認定登録及びサポーター活動等に関する事項については、必要に応じ代表理事、理事会又は各委員会の協議で決定する。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

(別紙)

ユマニチュード倫理憲章

私たち、ユマニチュードに携わる全ての者は、それぞれの人間的価値が尊重されている、とりわけ自由、独立、市民権、自律、協力と分かち合い、寛容、誠実、優しさが尊重されていると実感できる、善き環境をつくり、そこで活動します。これがユマニチュードの原則です。

ユマニチュードの原則に支えられた環境は、幸福を育み、互いに認め合うことや、個人と集団の努力の大切さをより高めていきます。これによって、共通の課題には皆で共に取り組み、個々の課題は互いに助け合うことが可能となります。怖れることなく相手と正直かつ率直に向き合うことで、相互の信頼を強固なものとしします。

考案者のロゼット・マレスコッティとイヴ・ジネストは、1980年代から一貫して、健康に関わる専門職の領域だけでなく、広く市民社会においてその価値の実現に尽くしてきました。私たちも同様に、以下の憲章を遵守し、これに取り組みます。

1 常にユマニチュードの原則に忠実である

個人として、専門家として、事業に携わる者として、もしくは研修や会議、出版、研究等の活動において、常にユマニチュードの原則に忠実であり続けます。

2 常にユマニチュードの質を最優先にする

商業的利益や個人的利益よりも、私たちが実践するユマニチュードの質を最優先とします。これこそが、ユマニチュードの発展と持続化を可能にすると認識します。研修プログラムについても質の担保を第一に考え、研修提供者はその内容を遵守します。

3 常に互いを尊重する

いかなる場合も相手を一方的に否定したり傷つけたりすることなく、困難が生じた時には、正直で率直な思いやりの精神をもって意見の相違や対立を乗り越えます。

4 常に誠実で透明性をもつ

誠実に行動し、個人情報や機密に該当しない情報については、完全な透明性を持って共有します。

5 常にプロフェッショナルである

プロフェッショナルとしての職業倫理をもち、経験を共有し、継続的に学び続けます。

以 上